

◎新潟県告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字中 236 番 1 から 同市千種字尾花崎65番 1 まで	新	11.0～40.2メートル	512.8メートル
佐渡市千種字中236番 1 から 同市中興字東小路乙1443番 1 まで	旧	7.1～45.6メートル	544.7メートル

備考1 路線の終点を変更する区域変更

- 2 路線の重用

一部区間一般国道350号と重用、全区間県道金井新穂線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井新穂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字尾花崎 65 番 1 から 同市千種字中236番 1 まで	新	11.0～40.2メートル	512.8メートル
佐渡市中興字東小路乙1443番 1 から 同市千種字中236番 1 まで	旧	7.1～45.6メートル	544.7メートル

備考1 路線の起点を変更する区域変更

- 2 路線の重用

一部区間一般国道350号と重用、全区間県道多田皆川金井線と重用